

2012.10.01：平成24年決算特別委員会第1分科会〔23年度決算〕（こども家庭局等） 本文

○分科員（上原みなみ） 選挙管理委員会にご質問させていただきます。

まず、選挙にかかる人件費について伺います。平成23年統一地方選挙の投開票で神戸市から支払われた人件費は1億5,537万円でした。そのうち、投開票の管理者や立会人、また、自治会や婦人会の方など、民間の従事者に支払われている金額は妥当だと考えますが、民間従事者と比べて2.4倍も高い報酬を受け取るのが投開票に従事する市の職員です。その人数は、およそ4,000人。投開票合わせて1人およそ5万円の時間外勤務手当が支給され、総額1億674万円となっています。

しかし、他都市の状況を調べたところ、大阪市、京都市、広島市、川崎市、札幌市、相模原市、岡山市、静岡市の8市では、投票事務で生じた時間外勤務の2分の1以上の時間を、また、堺市やさいたま市では3分の1から4分の1の時間を代休処理していました。つまり、政令指定都市の半数の都市で、選挙で最も費用がかかる職員による投票事務の時間外勤務を代休処理しているのです。

神戸市で仮に投票事務を大阪市と同等に代休処理した場合、5,000万円以上もの時間外勤務手当を削減でき、投開票の総人件費を3分の2に縮減できます。選挙にかかる多大な時間外勤務手当を他都市に倣って代休や振りかえ休日処理をすべきではないでしょうか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 選挙はもちろん民主主義の根幹をなすものでございまして、公平に投開票を行わなければならないということで、間違いはなくて当たり前というふうな事務でございます。

この選挙を執行する費用につきましては、国政選挙では、当然、国が負担するということになっておりまして、そのために、具体的な基準が法律で決められておりまして、一定の基準に基づいて地方の方に交付されるということになっておりまして、選挙後、精算をするというふうな仕組みになっております。地方選挙においても、選挙で行う事務は同じですので、基本的にはその基準に従って執行するということになってございます。この基準自身、特に国の方におきましては、費用の削減をしていくということで、基準を低くする、削減をしてきておられまして、当然それにあわせて私どもの方も費用の削減、選挙にかかる経費の削減はしてきてございます。

ご質問の選挙費用の削減のための振りかえということでございます、休日の振りかえということなんですけれども、神戸市の場合で職員の健康管理の面ということで、本来業務、職員が本来担当する業務におきましては、基本的には振りかえ処理をするというふうなこ

とになっております。ただ、選挙事務の休日勤務につきましては、通常の本来業務の休日勤務とは異なるということで、現在の原則としましては、職員の健康管理の点から、本来業務に支障のない範囲で従事者本人が希望をする場合というふうなことで、基準を少し変えてございます。

ここら辺の考え方なんですけども、日常業務におきましては、当然職員がふだん担当する業務でございますので、ある程度その仕事の能率を上げたりいろんな工夫ができれば。また、一時的にその組織、課の仕事がふえた場合においては、所属長が全体の配分を見てですね、あるいは計画を立てて、計画的に振りかえをしていくというふうな組織的な取り組みが可能になるんですけども、選挙、基本的には投票日当日が中心になりますけれども、これにつきましては、必然的にもう制度上、休日勤務にならざるを得ないということ、応援する職員にとりましては、別枠の上乗せの業務であるということ、それから組織としての仕事ではないということ、選挙管理委員会はもちろん仕事なんですけども、それ以外、応援職員のおる組織にとっては組織の仕事ではないということ、組織的な対応ということにはなかなかない面があるということがございます。

また特に、選挙の実際の執行部隊になります区役所の場合、窓口業務など、市民の方に直接接するという窓口を開いているということがございまして、本来、自分が担当する業務に支障を及ぼしてはいけないということで、もちろん可能は可能であるとしても、なかなかそういう意識もありまして、振りかえというのはしにくいというふうな、職員の意識もございます。

さらにもう1点、休日を振りかえますと、基本的には本来職員が平日に担当しております業務に充てるべき時間が削られるということになるわけなんですけれども、これはもちろんわかりませんが、本来業務の時間が削られますと、そちらの方で逆に支障が出ると。本来業務に支障が出て、そちらの方で超過勤務が場合によったら発生するおそれもあるんじゃないかなということで、もしも国政選挙で休日の振りかえを行うということになりますと、当然、国政選挙に必要な経費は削減はできますが、場合によって本来業務——市の業務で時間外勤務というものが発生して、その負担は市が行わないといけないというふうな可能性もあるということで、費用負担の面で若干問題があるんじゃないかなというふうな可能性がございます。

ただ、指定都市のうちで今ご指摘のとおり、半数ぐらいの指定市が何らかの形で振りかえをやっているという事実でございます。ただ、各指定市の方で国からの、例えば委託金をどういう形で執行されているのか、また、本来業務でそれぞれの市で時間外の勤務が発生していないのか、また、それぞれ選挙の応援をしてもらっておる職員をどんなふう to 確保しているのか、そこら辺は申しわけありませんけど、ちょっと具体的には私どもの方では承知しておりません。

ただ、幾つかの市にこういうご質問があるということでございましたので確認させていただきましてんですけども、その確認した市では、国からの委託金につきましては、法律

で決まった基準どおりの額を収入しているということでございますので、基本的に選挙について委託金の範囲内で執行するという原則の考え方からしますと、基本的にはかかった費用を収入するということになりますので、選挙にかかっている費用の総額は、仮に休日振りかえをやったとしても、額としては変わっていないのではないかなというふうに思います。これは確認をしないとわからないわけですが、大体、今ご指摘のありました振りかえをやっている指定市の選挙の執行の体制を見ますと、例えば、投票所に配置する人数等、職員以外の民間の方、アルバイトさん等を含めてですけど、大体そういう方の人数が私どもの方で配置している基準よりも大体多いということとか、それから、投票所におきまして投票するときの用紙交付器とか、そういうものをたくさん導入しているということで、そういうところに予算なりをかけているのかなと、これはあくまでも推測でございます——ということでございます。

選挙の執行は、各都市、政令指定都市で申しますと20市でございます。10市程度が何らかの形で振りかえをやっておりまして、残りは休日の振りかえをやっていないということなんですけども、それぞれ法律で定められて、先ほど申しました基準に従って予算が決まって、その範囲の中で工夫してやっていくということで、神戸市においても先ほど申しました、なかなか振りかえが難しいという事情のもとで、これまでの選挙執行の経験に基づいて適正にやっている、一応、国の基準に基づいた予算の範囲内でやっている。何よりも大事なものは、選挙を誤りなく公正にやるということだと思いますので、現時点のやり方、一応は今のところ大きな問題なくやっているのではないかと考えております。

ただ、冒頭申しましたとおり、国の方で費用削減の動き等、まだまだございますので、当然、もちろん費用を削減するというのはそれがなくても大事なことというのはもちろん承知しておりますので、国の動向等も踏まえて、選挙経費の削減等につきましては、常に意識して検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

---

○分科員（上原みなみ） まず、ちょっと1つ1つ指摘していきたいんですけども、まず、国の予算の範囲内ということなんですけれども、それはきちんと国の基準にのっとって、他都市、政令指定都市もやっているはずですよ。ですから、その上で振りかえができていますから、神戸市でできないわけではないはずですよ。基準のことはそうです。

それと、他都市でも本来業務ではありません。選挙の手伝いというのは本来業務ではありませんが、しかし、きちんと代休処理がされております。ですので、他都市で本来業務でない平日に振りかえをとって代休処理をしてできているんですから、神戸市でできないことはないはずですよ。やってないだけだと思います。

いつもおっしゃっていたんですけど、4,000人のその職員がきっと代休処理にすると集

まらないんじゃないかというふうにお考えなのでしょうか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 選挙に応援してもらう職員、4,000人と申しましたが、実質は2,000人台だと思いますけども、基本的には何らかの形で選挙というのはやらざるを得ないわけですから、どういう形になろうと、体制がどうなろうと、基本的にはそれだけ、選挙管理委員会としては市長部局にお願いして、何らかの形で人を集めるという、そういうことはもちろんやらないといけないとは思っております。

---

○分科員（上原みなみ） それでは、代休処理をするという方向に変えることは簡単なのではないですか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 先ほど申しましたとおり、代休処理を仮にするに当たってのいろんな問題点がやっぱりあるわけです。それと、ご質問のご趣旨というのは、選挙にかかる費用を削減すると、そのために代休処理をすれば当然その分の金額が安くなるからすべきだというご指摘だと思うんですけども、先ほど申しましたとおり、これはきちんと調べてみないとわからないんですけども、指定都市の場合でも確認したところでは、総額——委託金の総額は変わっていないわけですね。ということは、基準どおりの金額の収入をしているということは、基本的にそれだけの費用をかけているということですので、振りかえによって削減——費用を削減された額を、仮に収入額の方が減っていれば、確かに費用も減っているというふうに言えるんですけども、基本的には私どもの方でやっている基準、これは国の法律ですので基準は一緒なんですけども、同じだけの基準の範囲で仕事をやっているということで、それは各市の選挙の執行体制の組み方の問題でありますので、他都市がやっているから神戸市が必ずやらないといけないというものではないと思います。各市の工夫の問題だと思っております。

---

○分科員（上原みなみ） では、神戸市はどのような工夫をされているのでしょうか。それと、費用の面でお伺いしますけれども、神戸市は投票事務の時間外勤務が平均すると1人4万1,450円です。大阪は代休処理しておりますので、1万7,328円です。この違いに

ついて、これでも費用は全く一緒だとおっしゃるんですか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 職員1人1人にかかっている時間外手当の額は違うと思います。もちろん振りかえをやっているわけですから。そうではなくて、私が申し上げたのは、国の基準で決まっております選挙にかかる総経費の問題で、総経費をどういうふうに分けて使っているのかということで、先ほど申しましたとおり、ある市においては職員の数とそれからアルバイトさんの数で、アルバイトの数をもっと入れて選挙をやる、そういうやり方の方に予算を回しているというところもあるんじゃないかと。だから、それは選挙のやり方の問題であって、職員の金額が高い低いとは別の問題だと思っております。

---

○分科員（上原みなみ） アルバイトの人数をふやしてとおっしゃっていますけども、例えば大阪と神戸市を比べますと、民間の従事者というのは大阪が投票事務では1,241人、神戸市1,647人だったんですね、前回の選挙のとき。ですので、民間の方をふやしてということはちょっとおかしいと思います。

これまで、何回もお聞きしておりましたら、今、3つ、まず休日処理をするしかないということと、組織の仕事ではないということと、あと上乘せ報酬があるので、そういうことで職員の意識もあるということをお伺いしましたがけれども、何せ人数、職員が集まらないんだと、代休処理をすると職員が集まらないんだというふうにお伺いしておりました。

しかしそれは、非常におかしなことです。時間外勤務でつけている以上、時間外勤務命令が出ているのですから、地方公務員法第32条、職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとされております。選挙の投開票に関する時間外勤務は、上司の職務上の命令ではないんですか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 一応、応援職員につきましては、私どもの方で事前に、私どもなりあるいは区の選挙管理委員会の方で実際に応援職員を確保するために、いろいろ本人に依頼をしたりして内諾をとって、その上で、最終——形式としてはおっしゃるとおり時間外勤務の所属長の命令という形をとっております。

---

○分科員（上原みなみ） それでは、その選挙の投開票に関しての執務は、上司からの命令ということで、従う義務が生じるとの認識でいいんですね。

では、その上司の命令を特例に当たる理由もなく断ることはできますか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 そこにつきましては、通常業務の場合においては、先ほど申しましたとおり休日に出た場合には振りかえが原則ということになっておるんですけども、選挙の場合は、先ほどもる申しましたような、若干、通常業務とは違うということで、本来の振りかえの原則とは違う原則を、今、つくって運用をしておりますので、上司の命令に対してそれに反抗すると、逆らうという形ではございません。

---

○分科員（上原みなみ） 代休処理であろうと、全額時間外勤務であろうと、時間外勤務命令として職員に対して命令が出ているという点だけについてお伺いしたいんですけども、それに対して職員が命令に違反するというか、命令を断ることができるんですか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 それは基本的には公務員の世界はできないと思います。

---

○分科員（上原みなみ） 時間外勤務命令を特例に当たる理由なく断った場合には、地方公務員法違反となりますね。同法第 29 条第 1 項第 2 号では、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合として、懲戒処分が定められております。選挙管理委員会が言う選挙にかかわる執務を断る職員がいると、私、お伺いしましたけれども、これは地方公務員法違反ではありませんか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 どういう形で申し上げたのかわかりませんが、多分、

職員の中にはわざわざ振りかえの処理をしてまで応援には行かないという職員もいるかも知りません。そういうことを申し上げたんだと思います。

---

○分科員（上原みなみ） 今おっしゃる、わざわざ振りかえをしてまで選挙の手伝いに行かないという職員は、もしそうだとしたら、時間外勤務命令が出ているのにそういうことで断ったとしたらどうなりますか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 現時点ではそういう職員の確保の仕方をやっておりませんが、応援職員を確保するやり方を根本的に変えて、所属長が全部命令すると、本人の意思に関係なく命令して選挙事務を手伝わせるというふうなシステムでやるのであれば、執務せよという命令をやって、それに対して違反をするということになれば、それは服務命令に違反ということになると思います。現時点ではそういうやり方をやっておりません。

---

○分科員（上原みなみ） どういうやり方をされているのでしょうか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 先ほど申し上げたように、繰り返して恐縮ですが、基本的には、応援職員は本人、応援してやろうという気持ちのまずある職員、今のやり方を前提に、職員を中心に、区選挙管理委員会なり、あるいは投票所の責任者になります主任がいろんなくて、あるいは元選挙管理委員会におったりした、選挙事務をよく知っている、今まで経験してくれている職員を中心に声をかけて、協力依頼をします。その上で、協力しますよというふうな——本人のある意味内諾をとった上で、あくまでも選挙事務の応援してもらうのは公務になりますので、そういう公務員法上、身分上のことから、事務処理としては所属長から命令を出してもらうという、そういうやり方になっております。

---

○分科員（上原みなみ） 余りにもおかしなやり方だと思います。私もいろいろ前からお聞きしていますが、まず経験者じゃないといけないということ自体おかしいですね。1年に1回しかないのに、その経験が本当に活かされるのかということです。あと、内諾というのもおかしいですね。公務員であるということが前提なんですから、時間外勤務命令で十分だと思います。

以前お聞きしたときに、代休処理すると数千人の職員に執務してもらえない。職員もせっかくの休みでレジャーに出かけたいからと断るケースが多いなど、選挙管理委員会の方から聞かされました。しかし、選挙に関する執務は上司からの職務命令のはずです。地方公務員法で決められております。これに反するという、これまで地方公務員法違反に当たるわけですが、なぜそのようなことを黙認され、職務命令を主張されなかったのでしょうか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 済みません、同じような答弁になるかもしれませんが恐縮なんですけど、今のところ強制的に、一方的にこの職員はここへ行けというふうなそういう命令を出して選挙事務の応援をやってもらうという、そういう形はとってないという、そういうことから、今も申しましたとおり、ある程度本人に協力してくれる内諾をとった上で、命令というのはその時間内、公務として選挙につけるというその前提としては、一応、本人も納得しているという、そういう形で事務処理をやっているということです。

---

○分科員（上原みなみ） まず、そのやりたいと手を挙げる人ばかりにしてもらうのではなくて、これは完全に時間外勤務命令として処理されているわけですね。ですから、きちんとした体制でこれからは職員を集めるべきだと思います。そういう意味では、やはりこれまでの方法を改め、まず例えば新人職員にできるだけ命令を出すとか、そういう形に改めるべきだと思います。

他都市の職員は、時間外勤務が代休処理されても投開票作業要員としてきちっと執務されております。神戸市の職員にも同様に職務命令に従う義務がありますから、選挙管理委員会がおっしゃる何千人が集まらないとかいう認識を改め、速やかに次の選挙からは時間外勤務の代休や振りかえ休日処理を採用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 選挙に応援してくれてる職員の確保について、必ずずっと今のままの体制が続けられるかどうかというのは、それは確かに私どもとしても問題意識を持っております。と申しますのが、今、委員、年に1回のこととおっしゃいましたけども、だからこそ、逆にある程度知っている職員がいないと投票所が回らないというのが実情でございまして、やっぱり長年、例えば区役所とか選挙を応援してくれていた職員がいて、初めてトータルの選挙が回っておりますわけで、残念ながら団塊の世代の方々が卒業していったり、それから異動期間も以前に比べると短くなってきているということで、1つの箇所でも長い間選挙を経験できる人間がなかなかおらへんようになってきている、ベテランも減ってきておまして、今のやり方でずっと人が確保できるのかどうかというのは、私どももいろいろ問題意識は持っております、いろんなほかのやり方等を含めて、他都市のやり方も参考にしていけないといけない面もあるかと思っております。

ただ、基本的には、私どものミッションというか使命は、選挙をきちっとやるということで、費用削減ももちろん大事なことでもちろん意識はしておりますけども、基本的には国が決めた基準というのが1つあるわけございまして、その範囲で間違いなく公正に選挙を執行するという、一応、その目的は達しているのではないかなというふうには思っております。

---

○分科員（上原みなみ） 目的は他都市でも達せられております。選挙の要員を固定化するから、その人たちがいなくなったら、ベテランがいなくなるとかそういう話になるのではないんですか。ですから、1年に1回のことなんですから、これは経験として公務員の皆さんの任務として、やはり時間外勤務命令で出されているんですから、そういうふうに固定化せずに回していくべきだと思います。

また、堺市や千葉市では、シルバー人材センターの方や人材派遣会社を利用して経費削減も図っております。神戸市にも取り入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

---

○宮田選挙管理委員会事務局長 いわゆる外部の方、地域の方以外の民間の方の利用ということで、例えば、今、人材派遣の話をおっしゃいましたけども、私どもの方でも、開票事務の方につきましては、とにかく人が足りない、職員が足りないということで、時間が限られておりますので——開票の。人材派遣の会社、もちろん今でも活用しております。ただ、これもご案内のことかと思うんですけれども、10月からちょうど労働者派遣法が改正されまして、投票当日あるいは開票当日1日だけ必要な方で、言ったら1日の派遣ということになるんですけど、原則、日雇いの派遣は禁止になって、例外的に高齢者の方とか

学生とか、そういう方については除外規定がございますけれども、基本的には選挙事務のような1日だけ必要な者を人材派遣で確保するというのは、現時点でも1日だけ確保するというのは派遣会社にとっても条件としては厳しい条件なんですけども、時間が限られておりますので、これからもう若干厳しくなった中できちっと確保できるか、逆にそこは私どもが心配しておるところでございます。活用できるものについては、していきたいと思っております。

---

○分科員（上原みなみ） 数千万円の大きな経費となりますので、他都市ができています削減を神戸市ができないということはおかしいです。やらないというのは許されません。特に準備も必要なことではないと思いますので、できれば次の選挙からきちんと改正していただけるように、よろしくお願いします。